

館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北森1037番地
電話館山67.68.184番

5月の人口動態

出生	85人(男43・女42)
死亡	42人(男23・女19)
産婦	4人
婚姻	37人
離婚	7人

館山港と船形港の修築

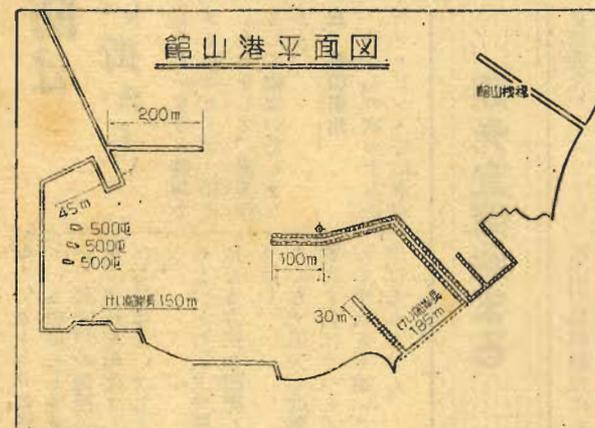
計画のあらまし



市民の皆さんの内にはすでに港の修築計画については、よくご存知の方が多いかと思いますが、当市の港がどんな計画で修築が進められているか、概略をお知らせして御協力を得たいと思っております。

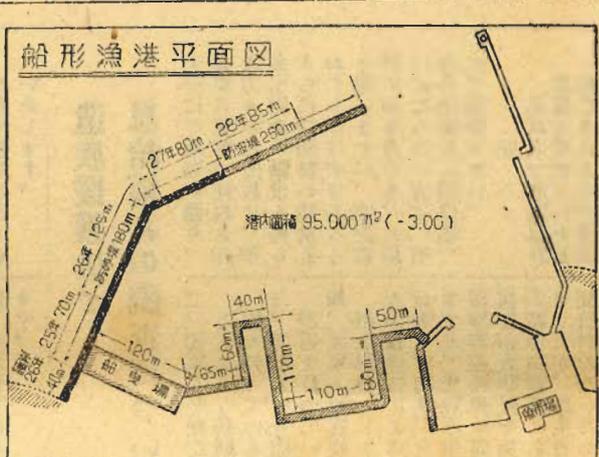
先ず最初に港の修築計画を述べる順序として、館山港が港法に基づき地方港湾、船形港が港法に基づき第三種漁港として指定を受け、国庫補助によって修築が進められているので、その法律についておおよつと申述べてから實際計画に關して述べたいと思つておきます。

さて、港に關する諸問題は年々在るにわたる慣習により、地域的な機構によつて種々な港灣計画が企画實施されてきました。今後はそのみでは發展を望むことはできません。どうしても大きな機構と強力なる國家的な事業として盛りあげてゆかねばなりません。この港灣計画を國家的事業として實施してゆ



方港灣の場合には國が四割管理者が六割(縣四割市二割)を負担することになります。なお港の發展を圖るためには、陸域と水域を明確に定めて其の計画はどのようにするか、管理者となるにはどうするか、詳細なことが定められておきます。

次に漁港法について述べますと、漁港は本法が制定されるまでは法的に決まつておらず、港であるか否かは認めておいたものでないが、法的には決まつていないので、これを港と見做すことが困難です。又管理に關しては、港法と同一視することは困難です。



に決めることになつております。結局漁港管理者(千葉縣が管理者)を定め區域名稱が決まり、この管理者によつて運管統一を圖つてゆかうというので漁港法であります。

それでは結論として館山港も漁港法による指定を受けたいという意向になります。館山港の場合には商港としてすでに修築した実績もあり、かつ同一市内に二つの港が對立するの二考を要すべきでないと考えます。又管理に關しては、港法と同一視することは困難です。

館山港の修築計画

戦後わが國商漁業の發展に伴い、館山港は高瀬港、或は避難港として、今後ますます港勢が伸長が豫想されますが、西方の港口が非常にひらきつつあるため、秋季及び冬季において風浪による船舶被害の恐

農業委員會事務の出張處理

皆様に前号の市広報で山波も漁港法による指定を受けたいという意向になります。館山港の場合には商港としてすでに修築した実績もあり、かつ同一市内に二つの港が對立するの二考を要すべきでないと考えます。又管理に關しては、港法と同一視することは困難です。

市民の声

市広報は市民と市役所を結ぶ唯一の機關です。広報は市民に市政の必要な事項を知らせたり又市政に關する建設的意見を聞いたりするの場として、市民の支持を得て、よ

船形漁港の修築計画

戦後漁業の發展に伴い、大型漁船の激増によつて港内が狭隘になり、かつ干潮時漁船の出入が困難となつたので、昭和二十五年より國庫補助を仰ぎ、總工費一億六千万円、五ヶ年繼續事業として取付護岸四〇米、防波堤一八〇米、防砂堤二五〇米、岸壁五五米、船曳場一〇〇米、港内水域九五、〇〇〇平方メートル、波

統計調査実施さる

七月一日事業所

来る七月一日を期し、全国一斉にすべての産業、農林水産業を除く、にわたつて事業所統計調査が實施されます。

投書規定

「民營」及び「公營」の事業所ですが、たとえば、工場、會社、商店、學校、神社、寺院、醫院、旅館、料理屋、浴場等、はもろろん大工、左官屋等の自宅、生花指導所、和洋服仕立所等も調査の対象となります。

館山市立國民健康保險

豊房診療所案内

期診断は最も大切なこととあります。気軽に医療面を擔當するのであります。市民が心易く診療を受けられるよう職員一同は特に誠意をもつて接してまいります。

市民の声

市広報は市民と市役所を結ぶ唯一の機關です。広報は市民に市政の必要な事項を知らせたり又市政に關する建設的意見を聞いたりするの場として、市民の支持を得て、よ

市民の声

市広報は市民と市役所を結ぶ唯一の機關です。広報は市民に市政の必要な事項を知らせたり又市政に關する建設的意見を聞いたりするの場として、市民の支持を得て、よ

市民税の第1期

納税の期は6月30日

完納の期は6月30日

市民税の第1期

市民の声

「民營」及び「公營」の事業所ですが、たとえば、工場、會社、商店、學校、神社、寺院、醫院、旅館、料理屋、浴場等、はもろろん大工、左官屋等の自宅、生花指導所、和洋服仕立所等も調査の対象となります。

二、調査の方法

甲票と乙票を用いて調査します。

甲票は全事業所について七月一日から五日までの間に、調査員の面接調査の方法によつて實施され、乙票は抽出されたサービス事業所について七月十五日から二十日までの間に、一部の事項は調査員の他計、一部の事項は事業主の自計申告の方法によつて實施されます。

三、調査の内容

1. 事業所の名稱
2. 事業所の所在地
3. 事業の經營組織
4. 従事者數
5. 事業の内容等

